

## 懲戒処分の公表について

令和7年7月5日(土)に性的姿態撮影処罰法違反(撮影未遂)で現行犯逮捕され、令和7年8月2日(土)に建造物侵入及び同法違反(撮影未遂)で再逮捕された職員に対し、地方公務員法第29条第1項各号の規定により、本日付けで懲戒処分を行いましたので、公表します。

### 1 事実の概要

当該職員は、令和7年7月5日(土)午前8時頃、千葉市緑区のJR 誉田駅南口上りエスカレーターにおいて、スマートフォンで女性のスカート内を動画撮影したところ、被害女性に取り押さえられ、千葉南警察署に現行犯逮捕された。

また、上記捜査過程において、市原市役所庁舎内の女子トイレに侵入し、個室内にいる女性に対して、スマートフォンで計4回(令和6年度1回、令和7年度3回)の動画撮影をしたことが判明したことにより、令和7年8月2日(土)に再逮捕された。

### 2 非違行為を行った職員

保健福祉部 生活福祉第2課 主事 土屋 海斗(21歳・男性)

### 3 処分内容

免職

### 4 処分年月日

令和7年8月18日

### 5 本事案に係る指導監督責任について

同日付けにおいて、当該職員の非違行為に対する指導監督責任を明確にするため、非違行為を行った令和6年度、令和7年度における当該職員の指導監督者の立場にある職員に対して、次のとおり対応しました。

部長級 2名 訓告

次長級 2名 訓告

課長級 2名 訓告

### 6 市長コメント

全体の奉仕者である市職員が、複数の盗撮行為等を行ったことは、市民の信頼を著しく失墜する行為であり、事態の重大性を重く受け止めております。

被害に遭われた方及び市民の皆様に、心よりお詫び申し上げます。

今後、再発防止に向け、組織全体で一層の綱紀粛正と倫理観の向上に努めるとともに、全職員が一丸となって、市民の皆様の信頼を回復できるよう取り組んでまいります。